

台湾産ほうれんそうに対する輸入検査の強化について

検疫所におけるモニタリング検査の結果、台湾産ほうれんそうから、残留基準値を超えるクロルピリホスの検出が確認されました。このため、本日から台湾産ほうれんそうに対して、食品衛生法第15条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

なお、残留農薬が検出された食品は、食品衛生法第7条に違反するため、全量について廃棄又は積み戻し等の指示を行ったところです。

<経緯>

(1) 平成14年12月25日 1回目の違反

届出数量及び重量：2,189カートン、21,890kg

検出農薬：クロルピリホス 0.25ppm (基準値：0.01ppm)

届出先：神戸検疫所

(2) 平成15年2月4日 2回目の違反

届出数量及び重量：1,600カートン、16,000kg

検出農薬：クロルピリホス 0.04ppm (基準値：0.01ppm)

届出先：東京検疫所

<参考>

台湾産ほうれんそう輸入実績

輸入届出重量

平成14年1月1日～平成15年2月4日 (速報値)

	届出件数	検査件数	輸入重量
生鮮・冷蔵	0件	0件	0kg
冷凍食品	22件	16件	439,090kg